

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年5月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300663号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400009号

第1 結論

請求者のA社における平成17年10月25日の標準賞与額を33万円、平成18年10月25日の標準賞与額を34万円に訂正することが必要である。

平成17年10月25日及び平成18年10月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年10月25日及び平成18年10月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年10月
② 平成16年10月
③ 平成17年10月
④ 平成18年10月

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間①から④までに係る賞与記録がないことが分かった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間③及び④について、請求者の取引金融機関から提出された預金元帳及び日本年金機構から提出された請求者の同僚に係る給与明細書(賞与)(以下「預金元帳等」という。)により、請求者は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認できる。

また、標準賞与額については、預金元帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間③は33万円、請求期間④は34万円とすることが必要である。

さらに、賞与支払年月日については、請求者の取引金融機関から提出された預金元帳により確認できる賞与振込年月日から、請求期間③は平成17年10月25日、請求期間④は平成18年10月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①及び②について、A社は、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料はなく、支給についても不明である旨回答しているほか、請求者の取引金融機関は、当該期間当時の預金元帳については保管期間を経過しているため資料の提出ができない旨回答及び陳述している。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与の支払額等を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない上、請求者の当該期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300825号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400008号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①、②及び③について、別表の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①、②及び③の別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月
② 平成25年7月
③ 平成25年12月

A社における請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録がない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿及び事業主の回答により、請求者は、事業主から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、賃金台帳兼源泉徴収簿により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表の第2欄又は第3欄のいずれか低い額である第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間①、②及び③の賞与支給日については、事業主の回答から、それぞれ別表の第1欄に掲げる日とする。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表

請求 期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	賞与支給日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料控除額 に見合う標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の標準賞与額
①	平成24年12月10日	23万8,000円	23万8,000円	23万8,000円
②	平成25年7月10日	17万4,000円	17万4,000円	17万4,000円
③	平成25年12月10日	5万円	6万4,000円	5万円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300647号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2400005号

第1 結論

平成4年*月から平成8年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年*月から平成8年3月まで

請求期間当時、私は大学生であったことから、母が「年金は学生の間だけ代わりに払っておく。勤めたら自分で払って。」と言っていたので、母に任せていた。

請求期間当時の資料はなく、国民年金保険料を納付してくれていた母は亡くなり、父は高齢のため当時のことを聞くことができない状況であるが、両親ともお金についてはきちんとしていたので、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時に、請求者の母親から、学生期間の国民年金保険料を納付しておくと言った旨主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行ってくれたとする請求者の母親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間に係る国民年金被保険者資格期間(平成4年*月*日から平成8年4月1日までの期間)の入力処理は遡って平成11年12月6日に行われており、当該入力処理が行われるまでは、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求者が請求期間当時に居住していたA市は、請求者に係る国民年金の加入履歴及

び納付状況が確認できる資料はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。